

すでに会員登録されている皆様もお声をかけていただきご紹介運動にご協力お願いいたします。

青色応援団員(会員)大募集!!

◆◆◆◆◆ 青色会が地域とともに歩んでいること。 ◆◆◆◆◆



33年の歴史がある 「小学生の税の書道展」

国民の3大義務の1つである「税」の課題を通し、児童の皆様に税の大切さをお知らせしています。近年では、親子二世代にも及び出品したというよう、ほほえましい声も聞かれるほど、地域に浸透しています。
(県西活動地域の児童の76%出品)



第22回／高校生の 税の感想文コンクール

「税」に関心の薄い若い世代に、税の役割や重要性を周知するため、小田



原税務署管内の高校生に対し、税務署の租税教室を受講した後、税の感想文を広く募集することで、納税道義の高揚を図っています。

スポーツ・商業等 振興等助成事業

会の地域貢献事業として、スポーツ振興団体及び商業等振興団体(地域経済の活性化を図る団体)等へ助成金を交付しています。



平成26年度助成金交付団体(順不同)
●小田原ミニバスケットボール連盟
●小田原高校剣道部OB会
●特定非営利活動法人A.Z.スポーツクラブ
●向田サッカークラブ
●県西地区みんなのつどい主催者協議会
●小田原まちなか市場実行委員会

秋の講演会・ 会員旅行他

地域の活性化を目的に、政治や経済、スポーツ界等から著名人をお招きしタイムリーな話題をご提供。また、会員の交流の場として、会員研修旅行を始め様々な旅を企画しています。



こんにちは。

当会は、現在ご商売をされている正会員さんが約8千名、それ以外の会員(準会員)さんが1万2千名の約2万名の大所帯です。なかでも、準会員制度が全国的にも珍しく、多くの地域住民の皆様に青色応援団としてご加入頂いております。今後もより多くの皆様にご活用いただき、地域を活性化していきたいと考えております。
ただいま、青色応援団員大募集中です。

青色会員さんが実感している4つのメリット。

- ① 私たちの会費が日本の国を支える子供たちの育成や地域の活性化に役立った。
- ② 青色会の事業を通し税の不安が安心に変わった。
- ③ 専門家(税理士・弁護士・社労士)による無料相談で事業や生活の不安が安心に変わった。
- ④ 青色会の事業や制度を通じ、生活が潤い、将来の不安が安心に変わった。

書道展・感想文コンクール
地域の活性化

記帳・決算・
申告のご指導

無料の相談会

自動車共済・FA1・
FA2・小規模共済

だから確定申告しない方でも、
多くの方が青色会の応援団(会員)
になっていただいています。
(県西地域で会員約2万名)

9~12月の今なら、入会金1,000円が免除!
だから応援団になるのは...今でしょう!!
準会員/正会員以外の個人の皆様(年会費2,000円)
正会員/事業所得・不動産所得を有する個人の皆様
(年会費10,000円)

お申込み・お問合せ
HPから入会申込へアクセス [青色申告会](#) と [検索](#)
0465-24-2612 担当:管理課 諏訪問

県税事務所 からのお知らせ

10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です!

- 県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様に負担していただく税金です。
- 県では、水源環境保全・再生に向けた新たな取り組みの費用として、個人県民税に対する超過課税をお願いしています(平成24年度~28年度の5年間)。

県民税とは

個人の県民税

【納める人】	毎年1月1日現在県内に住所がある個人	均等割と所得割
	毎年1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村に住所がない個人	均等割

- 【納める額】(平成26年度)
●均等割...年額1,800円 ●所得割額...前年の課税所得に対して、4.0.25%を負担していただきます。
【申告と納税】申告・納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行います。
●申告期限 申告期限は毎年3月15日です。(所得税の確定申告書を提出した方、給与所得のみの方は、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。)
●納税

給与所得者	6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれて納めることになっています。
給与所得者以外の所得者	原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。
公的年金等に係る年金所得	年6回の年金支給時ごとに年金から差し引かれます。

◆お問い合わせ先 / 小田原県税事務所 事業課課 TEL 0465-32-8000(代)

足柄上支部

「親子租税教室」開催!

足柄上支部では、去る7月24日、中井・大井・松田・開成の4町にお住まいの会員を対象に、第3回「親子租税教室」を開催。小学生と保護者18組40名にご参加いただきました。

当日は、上野税務署にて税の大切さを学んだあと、東京スカイツリーを見学。開催後

には、参加した小学生から「税金のことと同時に、国の借金も深刻な問題であることがわかった。現在の借金を将来にわたって返していくのは私たちの力で、しっかりとこの問題に向き合っていきたい」(6年生)などの感想文が寄せられました。

青色申告会 会の予定 10月



1日(水) 16:00 税務連絡協議会役員会(5F)	8日(水) 17:00 南足柄支部幹事会(商工会館)
2日(木) 18:00 秋の講演会(市民会館・大ホール)	18:00 小田原足柄支部幹事会(井細田公民館)
6日(月) 14:00 国税局記帳指導会/PC(4F)	10日(金) 19:30 真鶴支部幹事会(情報センター)
7日(火) 10:00 法律相談(1F)	14日(火) 17:00 小田原城南幹事会(JA早川公民館)
10日(金) 10:00 簿記講座①	15日(水) 17:00 南足柄支部会員バス旅行
10:00 簿記講座②	17:00 湯河原支部幹事会(湯河原商工会)
16:00 正副会長会議(4F)	18:00 山北支部幹事会(ふるさと交流センター)
14日(火) 10:00 年金相談(1F)	16日(木) 19:00 橋支部幹事会(こゆるぎ)
10:00 簿記講座③	17日(金) 17:00 箱根支部幹事会(宮城野温泉会館)
15日(水) 10:00 相続相談(1F)	19:00 小田原中央支部幹事会(青色会館)
16日(木) 14:00 税理士相談(1F)	真鶴支部ボールペン配り(商工まつり)
17日(金) 10:00 法律相談(1F)	足柄上支部ボールペン配り(中井フェスティバル)
10:00 簿記講座④	真鶴支部ボールペン配り(商工まつり)
19:00 異業種交流会(5F)	湯河原支部会員親睦バス旅行(堂ヶ島方面)
21日(火) 10:00 簿記講座⑤	21日(火) 19:00 小田原城北支部幹事会(尊徳記念館)
15:00 彰友会役員会	22日(水) 18:00 足柄上支部幹事会(足柄上商工会)
24日(金) 10:00 簿記講座⑥	23日(木) 18:00 湯河原支部ボールペン配り(産業まつり)
28日(火) 10:00 簿記講座⑦	26日(日) 足柄上支部ボールペン配り(大井町文化祭)
16:00 中間監査会(4F)	小田原城南支部会員親睦バス旅行(夢科・北ハケ岳)
31日(金) 10:00 簿記講座⑧	28日(火) 小田原城北支部役員家族親睦会(静岡方面)

【支部・事務局関係事業】
7日(火) 19:00 川東支部幹事会(魚利商店) 各支部の身近な税金説明会の日程は1面をご参照ください。

11/18(火)15時~ 青色会館5階にて相続セミナーを開催! 詳細は次号にて...

税制改正のあらまし

平成27年1月1日以後の相続から適用 相続税の基礎控除額の縮小

基礎控除額	現行	改正後
	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+600万円×法定相続人の数

<計算例: 相続人が、配偶者と子供二人の場合>

現行: 5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円 → 改正後: 3,000万円+600万円×3人=4,800万円

※基礎控除額は現行の6割に縮小されました。基礎控除額は、相続税の申告が必要になるかのボーダーラインです。遺産が基礎控除額以下の場合、相続税の申告は必要ありません。遺産が基礎控除額を超える場合には相続税の申告が必要となります。

【適用時期】 平成27年1月1日以後の相続から適用になります。

《基礎控除額の計算例》	法定相続人		改正前基礎控除額	改正後基礎控除額	増減額
	配偶者あり	子1人	7,000万円	4,200万円	▲2,800万円
		子2人	8,000万円	4,800万円	▲3,200万円
		子3人	9,000万円	5,400万円	▲3,600万円
	配偶者なし	子1人	6,000万円	3,600万円	▲2,400万円
		子2人	7,000万円	4,200万円	▲2,600万円
		子3人	8,000万円	4,600万円	▲3,200万円

※基礎控除の引き下げにより、現行4%(100人中4人)の相続税の課税割合が、改正により6%(100人中6人)程度に上昇すると見込まれている。